

## 入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年2月24日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

### 1 入札に付する事項

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 契約の目的の名称及び数量 | 門別競馬場関係施設警備及び清掃業務委託 一式                                  |
| (2) 契約の目的の仕様等    | 入札説明書による。   |
| (3) 契約期間         | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 |
| (4) 履行場所         | 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場                                    |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (2) 清掃業務にあつては道知事登録業者であること。
- (3) 平成29年北海道告示第18号に規定する庁舎等警備の資格を有すること
- (4) 平成29年北海道告示第18号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (5) 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (8) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が、24月に満たない場合は24月分）の決算において、1に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ2に定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月24日（金）から平成29年3月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内  
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 会議室
- (2) 入札日時 平成29年3月10日（金） 13:30

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金  
免除する。
- 7 契約保証金
  - (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
  - (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16、財務規則第 171 条及び第 172 条の定めるところによる。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交付場所 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G
  - (2) 交付方法 (1)の場所で直接交付又は北海道競馬のホームページからダウンロードすることができる。[\(http://www.hokkaidokeiba.net/\)](http://www.hokkaidokeiba.net/)
- 9 送付による入札の可否  
認めない。
- 10 電子入札の可否  
認めない。
- 11 落札者の決定方法  
財務規則第 156 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 12 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 13 契約書作成の要否  
要
- 14 その他
  - (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定する。
  - (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
    - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
  - (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
    - ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G
    - イ 所在地 〒055-0008  
沙流郡日高町富川駒丘 7 6 - 1 門別競馬場内  
電話番号 01456-2-2501
  - (5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
  - (6) この入札は、落札者があるまで 2 回行い、落札者がいない場合には、政令第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
  - (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (8) この入札の執行は、公開する。
  - (9) 詳細は、入札説明書による。  
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

# 入札説明書

この入札説明書は、平成29年2月24日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

## 1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

## 2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場関係施設警備及び清掃業務委託 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他 契約書（案）による
- (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日までのうち365日間
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場

## 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (2) 清掃業務にあつては道知事登録業者であること。
- (3) 平成29年北海道告示第18号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (4) 平成29年北海道告示第18号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (5) 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (8) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が、24月に満たない場合は24月分）の決算において、2に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

## 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月24日（金）から平成29年3月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

（ア）一般競争入札参加資格審査申請書

ウ 申請書類の提出先 〒055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

## 6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内  
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 会議室
- (2) 入札日時 平成29年3月10日（金） 13:30
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 電子入札の可否

認めない。

11 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

(1) 開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) この入札は、政令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

イ 所在地 〒055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

電話番号 01456-2-2501

(5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(6) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がいない場合には、政令第167条の2第1項8号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。

(7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) その他

この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

# 競争入札心得

## (総則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

## (入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者は除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

## (入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

## (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## (代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

## (入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(注) この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 14 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

Ⓜ

連絡先(担当者・TEL)

平成29年2月24日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約の名称

門別競馬場関係施設警備及び清掃業務委託契約 一式

2 日高・胆振東部の市町村内の営業所等

3 添付書類

(1) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)

(2) 契約履行実績を証明する書面(別記第3号様式)又は契約書の写し

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。



## 類似契約履行実績調書

申請者名

---

警備・清掃契約名	警備・清掃業務の内容	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間
					自 平成    年    月    日 至 平成    年    月    日
					自 平成    年    月    日 至 平成    年    月    日

**【記載方法について】**

- 1 告示において明示した契約の目的と種類及び規模をほぼ同じとする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 2 資格審査申請日の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)における実績を記載すること。なお、記載する契約は委託期間が満了していることとし、申請日以降に契約期間が及ぶ契約は記載しないこと。  
(記載する契約の委託期間例・・・平成16年4月1日～平成17年3月31日、平成17年4月1日～平成18年3月31日)
- 3 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 4 3に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 5 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 6 類似契約履行実績を証明するものとして、別記第3号様式(契約履行実績証明書)又は契約書の写しを添付すること。  
※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- 7 この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業等共同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

## 契約履行実績証明書

(発注者)

様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	警備・清掃契約名	契約の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間	契約年月日	履行状況 (良・否)

上記契約を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

# 委託契約書(案)

一般社団法人北海道軽種馬振興公社(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、門別競馬場関係施設警備及び清掃業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の業務処理要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)を乙に支払うものとする。

2 委託料の内訳は、次のとおりとする。

支払区分別期間	委託料(円)
平成29年 4月 1日 ~ 4月 30日	円
平成29年 5月 1日 ~ 5月 31日	円
平成29年 6月 1日 ~ 6月 30日	円
平成29年 7月 1日 ~ 7月 31日	円
平成29年 8月 1日 ~ 8月 31日	円
平成29年 9月 1日 ~ 9月 30日	円
平成29年 10月 1日 ~ 10月 31日	円
平成29年 11月 1日 ~ 11月 30日	円
平成29年 12月 1日 ~ 12月 31日	円
平成30年 1月 1日 ~ 1月 31日	円
平成30年 2月 1日 ~ 2月 28日	円
平成30年 3月 1日 ~ 3月 31日	円
計	円

3 乙は、各支払区分ごとに業務が終了したときは、甲に対し委託料の支払の請求をするものとする。

4 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

5 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

6 委託料の支払場所は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務担当員)

第8条 甲は、委託業務の処理について、必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。また、業務担当員を変更した場合も同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。また、業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した警備員を配置するものとする。この場合において、警備員2名以上を置く場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

(1) 成人であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。

(3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。

(4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なう恐れのない者であること。

3 乙は、前項の規定により配置すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく、甲に通知しなければならない。警備員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。

4 乙は、警備員に常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

5 乙は、警備員に対し、職員及び来場者に接する場合の言動等について、十分に留意するよう指導監督しなければならない。

6 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が配置した警備員が、委託業務の処理上、著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(施設の使用等)

第11条 甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を無償で供与するものとする。

2 乙は、指定された室を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、甲が支給するほかは乙の負担とする。

(報告義務)

第12条 乙は、業務処理状況について、甲の指定する書式により、甲又は業務担当員に報告しなければならない。

2 乙は、次に掲げる事実が生じたときは、直ちに、甲又は業務担当員に報告し、その措置について協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により、委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して、処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

3 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理を行った後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過と結果等を報告するものとする。

(調査等)

第 13 条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 正当な理由なしに警備員の変更請求に応じないとき。

(4) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が、月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第 14 条の 2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 8 条の 2 において「独占禁止法」という。）第 49 に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 8 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 8 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄権する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であっても当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は受注者が構成事業者である事

業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は会計処理規程細則第29条第2項の規定による見積書の聴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかにであるときを除く。）

- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限り。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第16条 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 第14条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

沙流郡日高町富川駒丘76番地1

甲 一般社団法人 北海道軽種馬振興公社  
理事長 三 輪 茂

乙

[別 紙]

## 業 務 処 理 要 領

### I 総 則

警備及び清掃業務等の実施に当たっては、一般社団法人北海道軽種馬振興公社理事長（以下「甲」という。）の指示に従い、受託者（以下「乙」という。）は委託契約書によるほか、この要領に定めるところにより、誠実かつ迅速に業務を処理しその結果を甲の指示する職員に報告しなければならない。

なお、この要領は作業の大要を示すものであり、本書の記載のない事項であっても、現場の状況に応じ警備及び清掃管理上必要と認めた作業については、委託金の範囲内で実施するものとする。

### II 警備関係

#### 1 通年警備業務

##### (1) 業務内容

##### ア 競馬場出入り門及び厩舎構内の警備

- ① 構内出入り者及び出入り車両の規制、記録
- ② 競走馬の入退厩の際の規制及び記録
- ③ 認定きゅう舎の調教入厩馬の連絡及び確認
- ④ 新聞及び郵便物の受領
- ⑤ 一般者の入構手続き及び案内業務
- ⑥ 不法侵入者の防止

##### イ 競馬場の財産警備

- ① 巡回及び動哨による火災、盗難及び破壊行為等の予防・発見  
(巡回は、本館及び検量棟地区を含め構内を1日3回巡視を行うこととし、開催時には更に夜間1回行うこと。)
- ② 走路照明の点灯及び消灯
- ③ 坂路等門扉の開錠及び施錠
- ④ 危険が伴う施設、機材の発見及び排除
- ⑤ 各種鍵の保管管理、調整ルーム等施設の開錠及び施錠
- ⑥ 競馬場職員の勤務時間外における管理事務所棟の管理

##### ウ その他

- ① 競馬場の管理に必要な警備全般
- ② 車両タイヤ消毒槽の管理（消毒液及び水の補充・砂の除去（4月1日～11月30日の毎朝8時まで）に実施）
  - ・ 国道入場門1箇所（水槽）、きゅう舎地区入口2箇所（マット）

##### (2) 配置箇所等

別記1「通年警備配置箇所及び警備時間」のとおり



## 2 競馬開催時警備業務

### (1) 業務内容

火災・盗難その他各種事故防止及び競馬の公正確保と秩序維持に努める。

#### ア 競馬場内の監視・警備

- ① 入場拒否者等の発見及び制止
- ② 立入禁止区域への侵入防止
- ③ 各スタンド内及び発売機・払戻機付近の雑踏整理
- ④ 迷子、急病人、泥酔者等の要保護者の救護措置
- ⑤ レースの妨害となる行為の制止及び指導
- ⑥ 遺失・拾得物件の適正な取扱
- ⑦ 集団的、常習的に暴力的不法行為その他の罪を行うおそれがあると認められる者による、勝馬投票券の購入防止
- ⑧ 競馬関係者及び未成年者等の勝馬投票券の購入防止
- ⑨ その他、競馬開催に必要な警備全般

#### イ 交通整理

- ① 歩行者の安全確保
- ② 違法・迷惑駐車防止
- ③ 来場車両に対する適切な誘導

#### ウ 案内・整理本部等

- ① ファンからの照会への対応及び掲示物の掲示
- ② 場内の整理整頓
- ③ 場内案内、マークカード記入方法等の接遇
- ④ 発売機・払戻機付近の雑踏整理
- ⑤ 入場者数及び車両台数の把握
- ⑥ その他連絡業務等

(2) 開催日については、警備責任者として警察OBを1名常駐させること。

### (3) 配置箇所等

別記2「競馬開催時警備配置箇所及び警備時間」のとおり

## 3 他主催者発売日（ホッカイドウ競馬非開催日）警備業務

### (1) 業務内容

#### ア 場内巡視による監視・警備

- ① 暴力団、競馬関係者及び未成年者の勝馬投票券の購入防止
- ② 発売業務に支障を及ぼすような行為の抑止
- ③ 場内案内、マークカード記入方法等の説明などの接遇

#### イ その他

- ① ファンからの照会の対応及び掲示物の掲示
- ② 場内の簡易清掃
- ③ その他、場外発売業務に必要な警備全般

#### (2) 配置箇所

別記3「他主催者発売日警備配置箇所及び警備時間」のとおり

### 4 騎手調整所警備業務

#### (1) 業務内容

所内の監視・警備

- ア 騎手の入退所管理
- イ 外部からの連絡取り次ぎ
- ウ 所内の各所の維持管理及び巡回

#### (2) 配置箇所等

別記4「騎手調整所警備業務配置箇所及び警備時間」のとおり

### 5 競馬場内及びスタンド等位置図

別記5、5-1のとおり

## III インフォメーション業務

#### (1) 業務内容

- ア 場内案内、マークカード記入方法等の説明などの接遇
- イ 表彰式及びイベント業務の補助
- ウ レース結果等掲示物の掲示
- エ その他

#### (2) 業務時間

13:00～21:00 4名

## IV 清掃関係

### 1 一般清掃業務

#### (1) スタンド清掃

ア 業務内容

- ① 清掃資材は、建材の保護、美観及び清潔の維持を図るため、常に最適な方法及び資材を用いること。
- ② 客席等の椅子は、清水で水拭きを行い、汚れが著しい場合は中性洗剤を使用して汚れを除去し、清水で仕上げること。
- ③ 床面は拭き掃き掃除を行い、汚れが著しい場合は専用洗剤で汚れを落とすこと。特に、床暖施工の磁器タイル部分については、大量の水を使わない清掃方法で建材等の保護に努めること。

- ④ 灰皿は、煙草の吸い殻を不燃容器に入れて回収し、灰皿を拭きあげ、その都度水を補給すること。
- ⑤ トイレは、清水及び専用洗剤を使用すること。また、金属部分はから拭きをし、錆、カビが発生した場合は専用洗剤で除去すること。  
なお、トイレトーパー等消耗品の消耗に留意し、常に補給すること。
- ⑥ 玄関フロアマットは、定期的に確認点検し清潔を保ち、汚れが著しい場合は予備のマットに交換すること。
- ⑦ 場内（とねっこ広場を含む。）に設置してあるゴミ箱内のゴミは、全レース終了後回収し、指定場所に堆積すること。

#### イ 清掃時間

清掃時間は、競馬開催日においては、午前9時から午後1時までの間に実施し、非開催日においては、午前9時から午後5時までとする。ただし、非開催日における旧スタンド1階の清掃は、他場発売日であるJRA発売日は、午前8時から午前9時20分まで、デイ発売日及びDN発売日は、午前8時から午前10時まで、ナイター発売日は午前9時から午後1時までの間とする。

### (2) 検量棟清掃（調教師控え室を含む）

#### ア 業務内容

- ① 床面は拭き掃除を行い、特に、汚れが著しい場合は、清水及び中性洗剤を使用して汚れを除去し、清水拭きで仕上げること。
- ② 更衣ロッカー等の什器は、拭き掃除により清潔を保つこと。
- ③ トイレの清掃は、スタンド清掃と同様の方法で行うこと。

#### イ 清掃時間

清掃時間は、競馬開催日においては、午前9時から午後1時までの間に実施し、非開催日においては、午前9時から午後5時までとする。

### (3) とねっこ広場等清掃業務

#### ア 業務内容

- ① とねっこ広場の清掃及び環境整備（遊具の清掃、ゴミ収集、花壇の手入れ等）
- ② JBC 駐車場、業務用駐車場ゴミ収集
- ③ 旧スタンド屋外観覧所の椅子・テーブルの清掃
- ④ 下見所周辺清掃
  - ・ 入場口からスタンドまでの通路の清掃
  - ・ ポラリスデッキの清掃
  - ・ オーナーズデッキ、調教師デッキ等下見所周辺の清掃
  - ・ パドック白柵及びプチハウス前手すり清掃
- ⑤ ウイナーズサークル周辺の清掃
- ⑥ 灰皿清掃

⑦ 建物内清掃

- ・ 対象：ゲストルーム・ログハウス・プチハウス・サマーハウス・とねっこデッキ

⑧ 巡回清掃

- ・ 対象：とねっこ広場、スタンド周辺（トイレの確認、ゴミ収集等含む）

イ 清掃時間

- |         |             |    |
|---------|-------------|----|
| ・ 競馬開催日 | 8：45～17：30  | 2名 |
|         | 13：00～21：00 | 1名 |
| ・ 金曜日   | 9：00～13：00  | 3名 |

(4) ガラス清掃

ア 業務内容

清水及び専用洗剤を使用して汚れを除去し、から拭きで仕上げること。

イ 清掃時間

業務指定日の調教終了から午後5時までとする。

(5) 交流厩舎清掃

ア 業務内容

- ① 馬房は、清掃した後に所定の稲わら又は麦稈（1馬房につきコンパクト1.5～2個）を引き込み均すこと。
- ② 居室、浴室及びトイレは、予め掃き拭き掃除を行うこと。また、浴槽への給湯、リネン関係の準備を行うこと。
- ③ 馬房の片づけは、敷料を所定の堆肥置き場に堆積し、馬房内、通路、馬洗場のわら屑等は、排水溝詰まりの原因となるので特に念入りに清掃すること。
- ④ 居室等の利用後は、片付け、清掃（通路及び階段を含む。）及び甲が支給する消耗品の供給を行うこと。

なお、吸い殻の処理には、特に留意すること。

イ 清掃時間

業務指定日の午前9時から午後5時までとする。

(6) その他

ア 塵芥の搬出は、任意の日に行うこと。

イ トイレ清掃に要する用具は、専用のもので兼用しないこと。

ウ 清掃員詰所は、別途図面に示す場所とし、常に整理整頓、清掃に努めること。

エ 上記に定めのない事項については、随時、業務担当員と協議すること。

## 2 開催時特別清掃業務

(1) 業務内容

ア 検量室洗濯業務

- ① 一部手洗いを含め、1日当たり騎手服100着、スポンジ120枚、タオル700枚程度を洗濯すること。

② 検量室洗濯場を掃き掃除をすること。

**③ 鞍入れ袋を整理するとともに、清潔に保つこと。(専任1名)**

イ 装鞍所洗濯業務

タワシを使用し手洗いで、1日当たりゼッケン120枚程度を洗濯すること。

ウ 検体採取所洗濯業務

洗濯機で、1日当たりバスタオル100枚程度を洗濯すること。

エ 騎手控え室清掃

① 騎手控え室内を掃き掃除するとともに、煙草の吸い殻を不燃容器に入れて回収し、灰皿を拭きあげること。

② その他、騎手控え室の雑役を行うこと。

オ 馬道等清掃業務

各レース毎に馬道及び装鞍所及びウィナーズサークルのボロ拾い・清掃を行うとともに、埒の開閉や放馬止めの準備をすること。

カ 下見所清掃業務

① レース前に下見所周辺的环境整備（花壇の手入れ等）を行うこと。

② 各レース毎に下見所のボロ拾い・清掃を行うとともに、埒の開閉を行うこと。

キ 騎手調整所清掃業務

① 騎手調整所内各室内の掃き清掃、ゴミ処理をすること。

② 浴室のマット、タオル等の洗濯及び浴室の清掃を行うこと。

③ 寝具の出し入れ、敷布等の交換、洗濯を行うこと。

④ ゴミの整理、搬出を行うこと。

⑤ 隣接の厚生施設の清掃を併せて行うこと。

ク その他

上記ア、イ及びオについては、開催時以外の能力検査実施時においても行うこと。

なお、その際の作業量は開催時の1/2程度となること。

(2) 業務時間

ア 開催日における業務時間は、午後1時から午後9時までとする。(発走時刻の遅延があった場合などは、変更となる場合がある。)

・8月17日の下見所清掃業務4名は、午前11時から午後9時までとする。

(日時の変更があった場合は、別途連絡する。)

イ 騎手調整所清掃の業務時間は、午前8時から午後6時までとする。

ウ 能力検査時の業務時間は、午前8時30分から能力検査が終了し、後片付けを終えた時間までとする。ただし、能力検査終了後に発走練習がある場合、馬道等清掃は、最終練習馬が走路から出た後の馬道清掃が完了するまでとする。(最長で午後4時30分まで)

3 環境整備業務

(1) 業務内容

ア 環境整備業務は、別記6「環境整備業務処理事項」に示すとおり。

イ 作業に必要な車両は、乙において用意すること。

(2) 業務時間

業務指定日の午前 8 時から午後 4 時までとする。

4 業務日程表及び清掃箇所

別記 7 「清掃業務日程及び清掃箇所図」のとおり

V 業務報告

上記Ⅱ及びⅣに係る業務処理状況については、別に定める日報により業務担当員に報告するものとする。

## 別記 1

## 通年警備配置箇所及び警備時間

配置箇所	人数	警備時間	備考
関係者通用門	3	0時～24時	・ 構内巡回は、9時、14時、18時の3回実施。 ・ ただし、開催期間中は夜間巡回1回を追加。

- 警備期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 別記 2

## 競馬開催時警備配置箇所及び警備時間

配置箇所	人数	警備時間	備考
関係者通用門	1	13時～21時	・ 制服ガードマン ・ 競馬場出入り門の警備 ○不審・不正出入り者・車両の発見確認と適切な措置他
装鞍所通用口	1	13時～21時	・ 装鞍所への部外者立入り未然防止 ・ 制服ガードマン ・ 常時配置(引継・交替・休憩時の間隙不可)
業務用通用口 新スタンド内 新スタンド外 パドック周辺 旧スタンド内 旧スタンド外 関係者通用口 整理本部入口	10	13時～21時	・ 制服ガードマン ・ 常時配置(引継・交替・休憩時の間隙不可) ・ 場内整理、巡視、ファン対応 ○競馬の公正確保、秩序の維持及び会場内における火災・盗難・負傷など各種事件事故の防止のほか各種取扱・混雑緩和など ・ ダートグレード競走日(6/8、8/17、10/12、10/31)は3名増員する。 ・ イベント実施日(別に指定する6日間)は全員の警備時間を11時～21時とする。
案内係 インフォメーション 整理本部付	4 4 1	13時～21時	・ 警備員でなくても可 ・ 「案内」腕章を着用し新旧スタンドに各2名を常時配置(休憩時間等間隙不可) ○マークカードの記載案内及びイベント等の案内業務 ・ インフォメーションは制服着用 ・ イベント実施日(別に指定する6日間)は全員の業務時間を11時～21時とする。 ・ 整理本部付は整理本部の総務関係業務他
ファン入場口 正門 ファン入場口 東門	1 1	13時～21時	・ 出入監視 ・ 警備員でなくても可 ○不審入場者の監視他 ・ イベント実施日(別に指定する6日間)は全員の業務時間を11時～21時とする。
駐車場	6	13時～21時	・ 駐車整理 ・ 警備員でなくても可 ・ ダートグレード競走(6/8、8/17、10/12、10/31)及びイベント実施日(別に指定する6日間)は、3名増員し、全員の業務時間を11時～21時とする。 ○各駐車場及び通路における交通事故防止及び混雑緩和他

- 警備期間 平成29年4月18日から平成29年11月9日までの間の競馬開催日80日間及び準備・後片付日

## 別記 3

## 他主催者発売日(ホッカイドウ競馬非開催日)警備業務

配置箇所	人数	警備時間	備考
旧スタンド整理本部	1	・ デイ発売 8時45分～17時30分 ・ ナイター発売 13時～21時30分 ・ DN(デイ&ナイター)発売 8時45分～21時30分	・ 警備時間については、左記の時間に限らず、各発売日の最終レース確定後30分経過後とする

- 警備期間 他主催者発売日(ホッカイドウ競馬非開催日)警備業務日程表のとおり

## 別記 4

## 騎手調整所警備業務配置箇所及び警備時間

配置箇所	人数	警備時間	備考
騎手調整所	1	0時～24時	・ 警備員でなくても可

- 警備期間 騎手調整所業務日程表のとおり

他場発売日(ホッカイドウ競馬非開催日)警備業務日程

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
開催日																						門①									
他場発売日	○	○	●	DN	●	●	DN	○	○	DN	DN	●	●	DN	○	○						○	○						○	○	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
開催日			←				門②				→						←			門③			→								←
他場発売日						○	○					○	○							○	○						○	○			
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
開催日				門④				→				←					門⑤			→				←							
他場発売日			○	○						○	○					○	○							○	○						
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
開催日		門⑥				→				←					門⑦				→				←						門⑧		
他場発売日	○	○						○	○						○	○						○	DN						DN	DN	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
開催日				→				←				門⑨					→				←				門⑩						→
他場発売日					○	DN						DN	DN						○	○						○	○				
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
開催日				←					門⑪			→						←				門⑫			→						
他場発売日		○	DN						DN	○						○	○	○					○	○						○	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
開催日			←				門⑬				→					←				門⑭			→								←
他場発売日	○						○	○	DN						○	○						○	○					○	○		
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
開催日					門⑮				→																						
他場発売日			○	○	○					DN	○	○	●	DN	●	●	DN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
他場発売日	DN	○	○	●	DN	●	●	DN	○	○	●	●	●	DN	DN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
他場発売日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
他場発売日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
他場発売日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

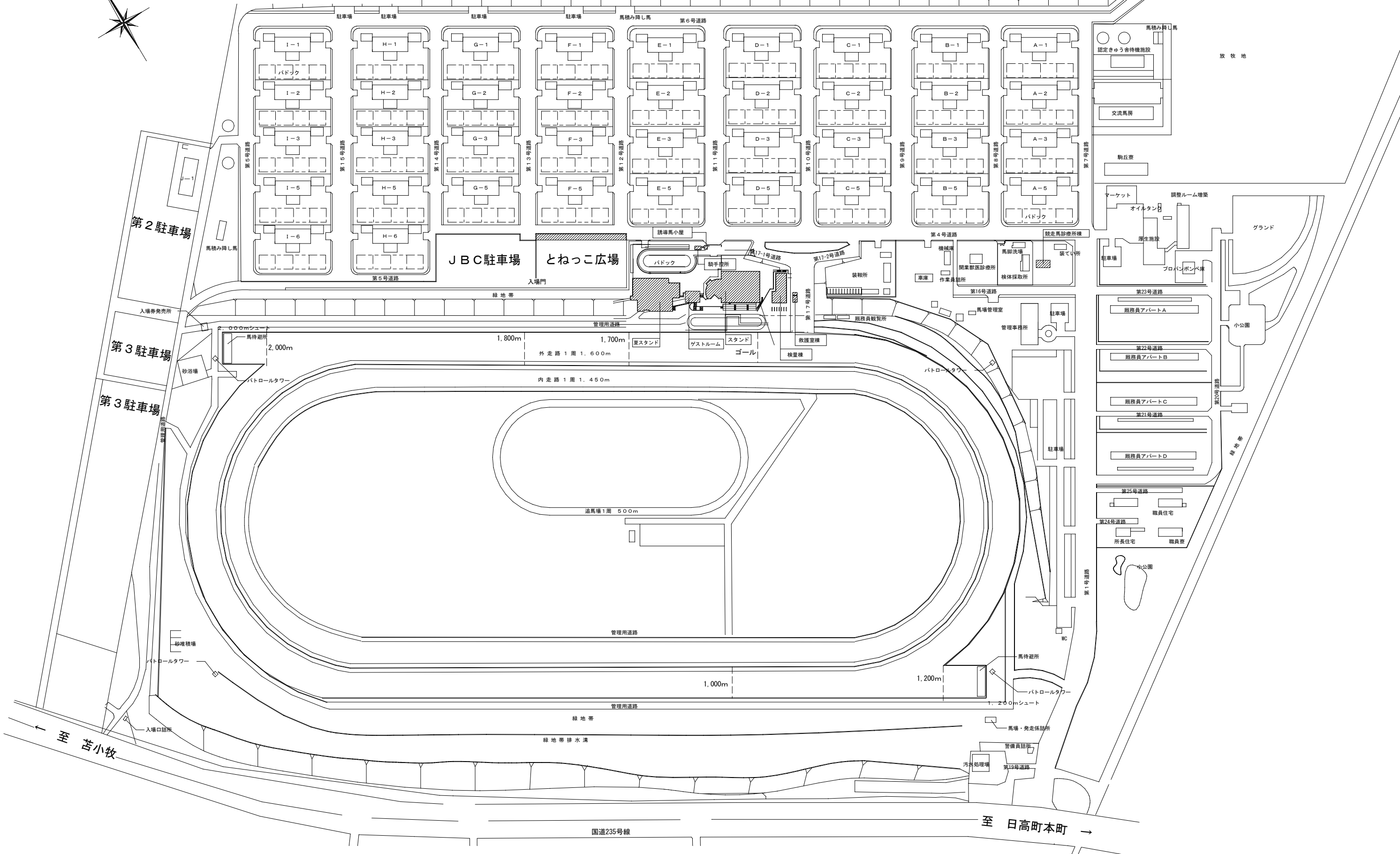
区分	印	日数	備考
デイ発売	○	170	
ナイター発売	●	22	
DN(デイ&ナイター)発売	DN	27	





別記5

# 競馬場位置図



門別競馬場

全体配置図

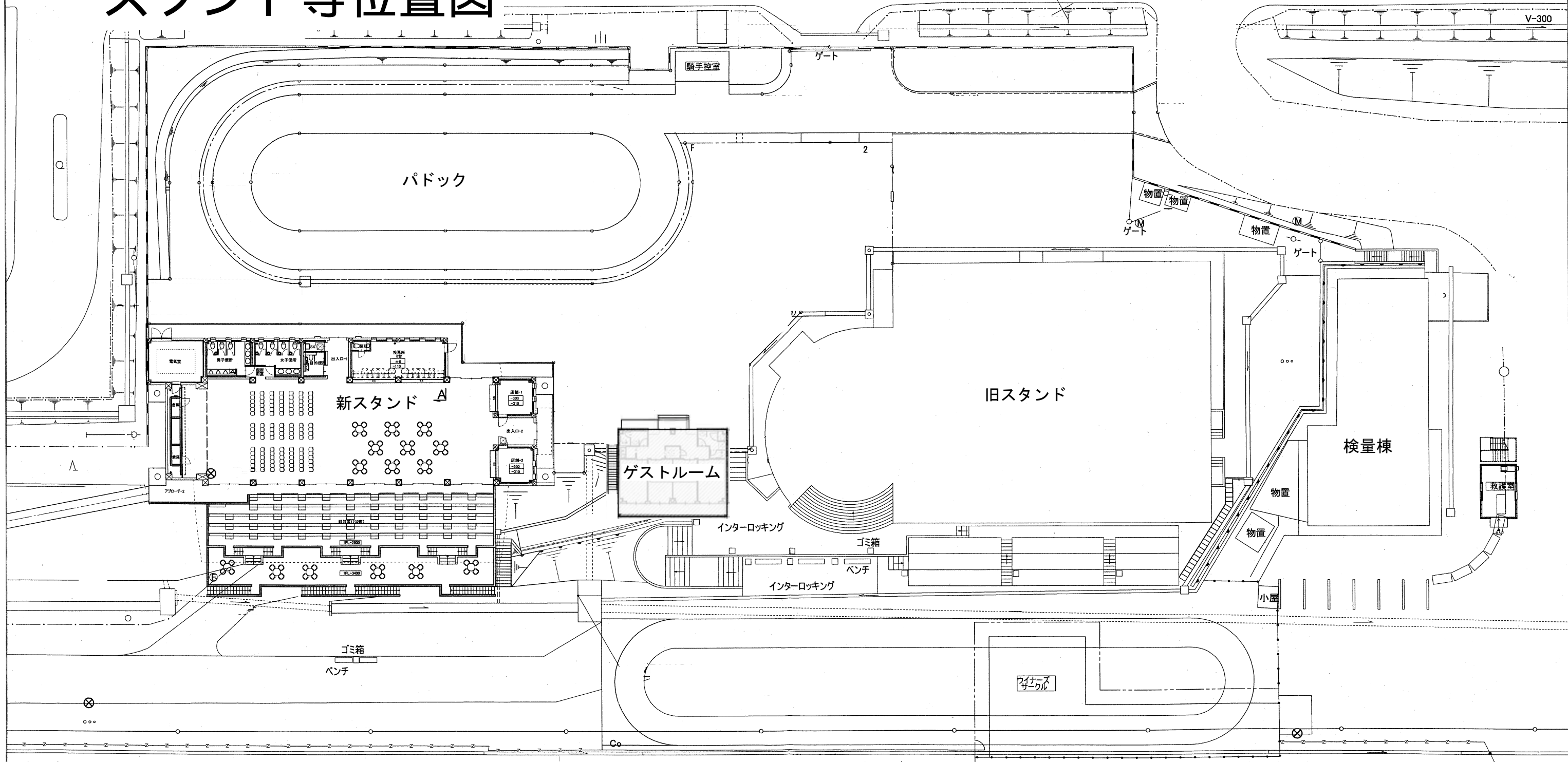
SCALE

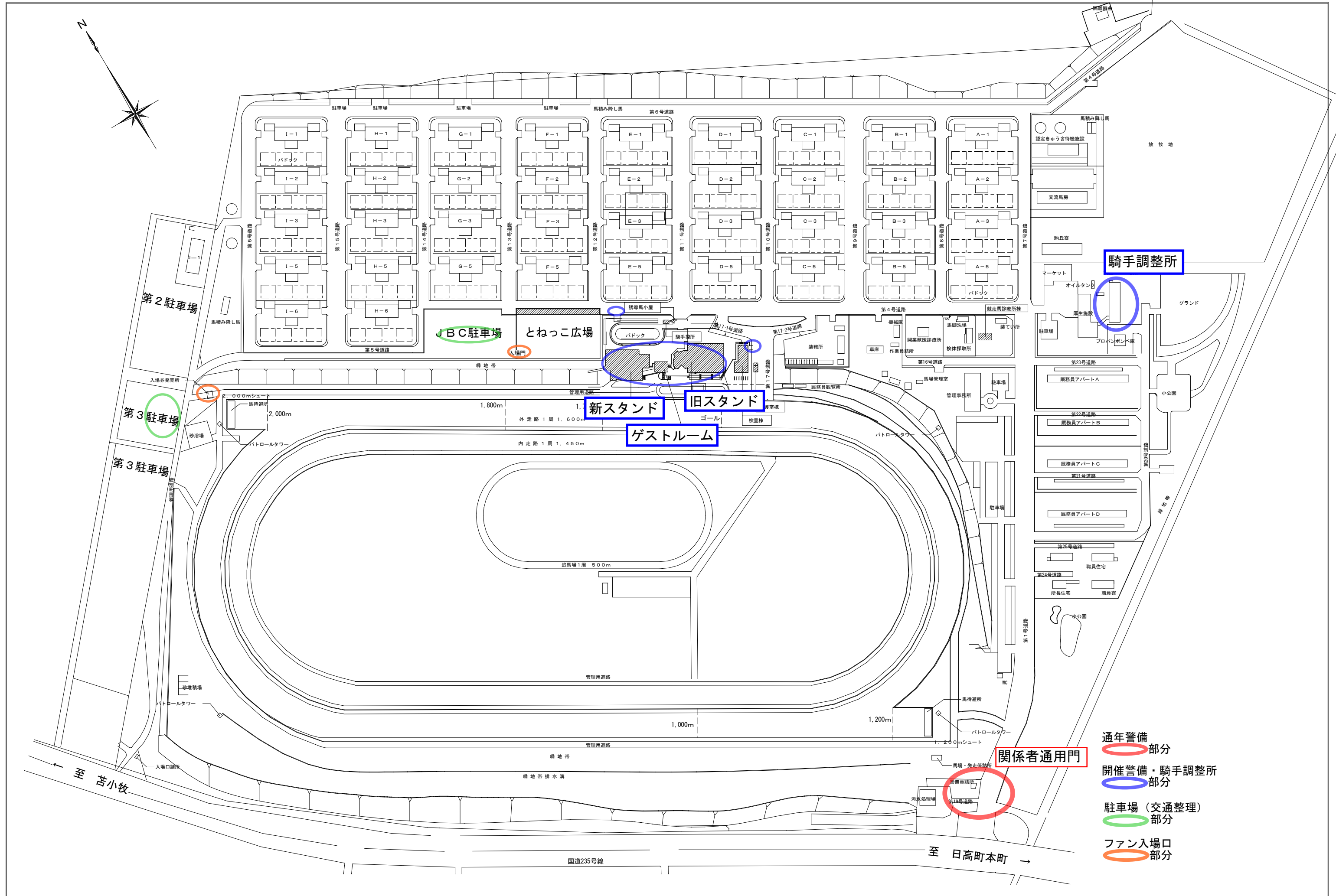
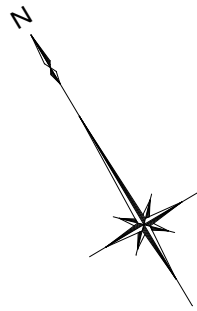
A1:1/1500  
A3:1/3000

No. \_\_\_\_\_

別記5-1

# スタンド等位置図





- 通年警備   部分
- 開催警備・騎手調整所   部分
- 駐車場 (交通整理)   部分
- ファン入場口   部分

門別競馬場清掃業務の面積

1 スタンド地区

区分		面積	
スタンド清掃(旧)	1階	ラウンジ	127.56 m <sup>2</sup>
		客溜り	393.03 m <sup>2</sup>
		客用トイレ	46.28 m <sup>2</sup>
		従業員トイレ	3.86 m <sup>2</sup>
		ポーチ	95.20 m <sup>2</sup>
	2階	通路	66.00 m <sup>2</sup>
		トイレ	16.20 m <sup>2</sup>
	ガラス清掃		192.96 m <sup>2</sup>
	計		941.09 m <sup>2</sup>
	スタンド清掃(新)	1階	客溜り
客用トイレ			45.40 m <sup>2</sup>
アプローチ			90.39 m <sup>2</sup>
従業員トイレ			2.58 m <sup>2</sup>
観覧席(228席)			345.00 m <sup>2</sup>
ガラス清掃		66.02 m <sup>2</sup>	
計		900.99 m <sup>2</sup>	
検量棟	1階	騎手控室	115.24 m <sup>2</sup>
		トイレ	5.70 m <sup>2</sup>
	2階	調教スタンド	64.51 m <sup>2</sup>
		トイレ	2.77 m <sup>2</sup>
	ガラス清掃		28.24 m <sup>2</sup>
	計		216.46 m <sup>2</sup>
合計		2058.54 m <sup>2</sup>	

2 交流厩舎

区分		面積
交流厩舎	1階 馬房	462.24 m <sup>2</sup>
	2階 居室	291.60 m <sup>2</sup>
B-2地方交流馬房	4馬房	39.60 m <sup>2</sup>
合計		793.44 m <sup>2</sup>

3 騎手調整所

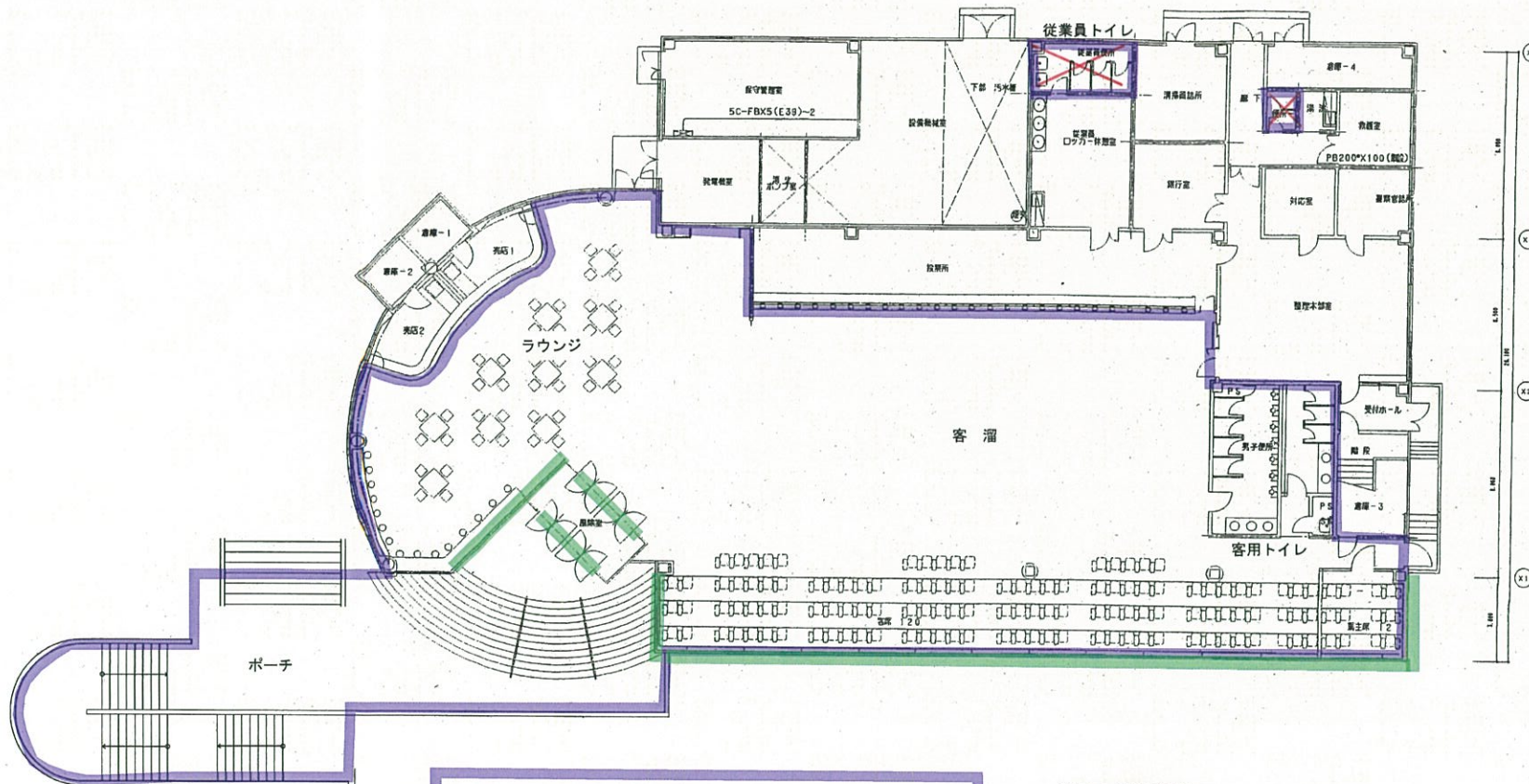
区分		面積
騎手調整所	1階 居室	330.00 m <sup>2</sup>
	1階 トイレ、洗面所	22.00 m <sup>2</sup>
	2階 居室	330.00 m <sup>2</sup>
	2階 トイレ、洗面所	33.00 m <sup>2</sup>
	サウナ、浴室、脱衣所	40.00 m <sup>2</sup>
	渡り廊下、休憩室	70.00 m <sup>2</sup>
	トイレ	10.00 m <sup>2</sup>
合計		835.00 m <sup>2</sup>

4 厚生施設

区分		面積
厚生施設	廊下	60.00 m <sup>2</sup>
	浴室、脱衣所	30.00 m <sup>2</sup>
	トイレ	15.00 m <sup>2</sup>
	玄関	6.00 m <sup>2</sup>
	会議室、食堂	190.00 m <sup>2</sup>
合計		301.00 m <sup>2</sup>

5 とねっこ広場他

区分		面積		
ゲストルーム	1階	ゲストルームA	15.36 m <sup>2</sup>	
		ゲストルームB	12.96 m <sup>2</sup>	
		ゲストルームC	12.96 m <sup>2</sup>	
		ゲストルームD	15.36 m <sup>2</sup>	
		女子トイレ	5.76 m <sup>2</sup>	
		男子トイレ	8.42 m <sup>2</sup>	
		玄関	9.72 m <sup>2</sup>	
		ホール	7.98 m <sup>2</sup>	
		スロープ	4.20 m <sup>2</sup>	
		ポーチ	3.20 m <sup>2</sup>	
		バルコニー	17.70 m <sup>2</sup>	
		計		113.62 m <sup>2</sup>
		場内	調教師デッキ	10.80 m <sup>2</sup>
オーナーズデッキ	19.20 m <sup>2</sup>			
ポラリス☆デッキ	41.60 m <sup>2</sup>			
通路道路	950.00 m <sup>2</sup>			
とねっこ広場	プチハウス緑	4.95 m <sup>2</sup>		
	プチハウス黄	4.95 m <sup>2</sup>		
	プチハウス赤	4.95 m <sup>2</sup>		
	赤ログハウス	15.68 m <sup>2</sup>		
	サマーハウス	72.00 m <sup>2</sup>		
	とねっこデッキ	54.00 m <sup>2</sup>		
	広場	2976.38 m <sup>2</sup>		
計		4154.51 m <sup>2</sup>		
合計		4268.13 m <sup>2</sup>		



旧スタンド1階 清掃箇所  
 ラウンジ・客溜り・客用トイレ・従業員トイレ・ポーチ

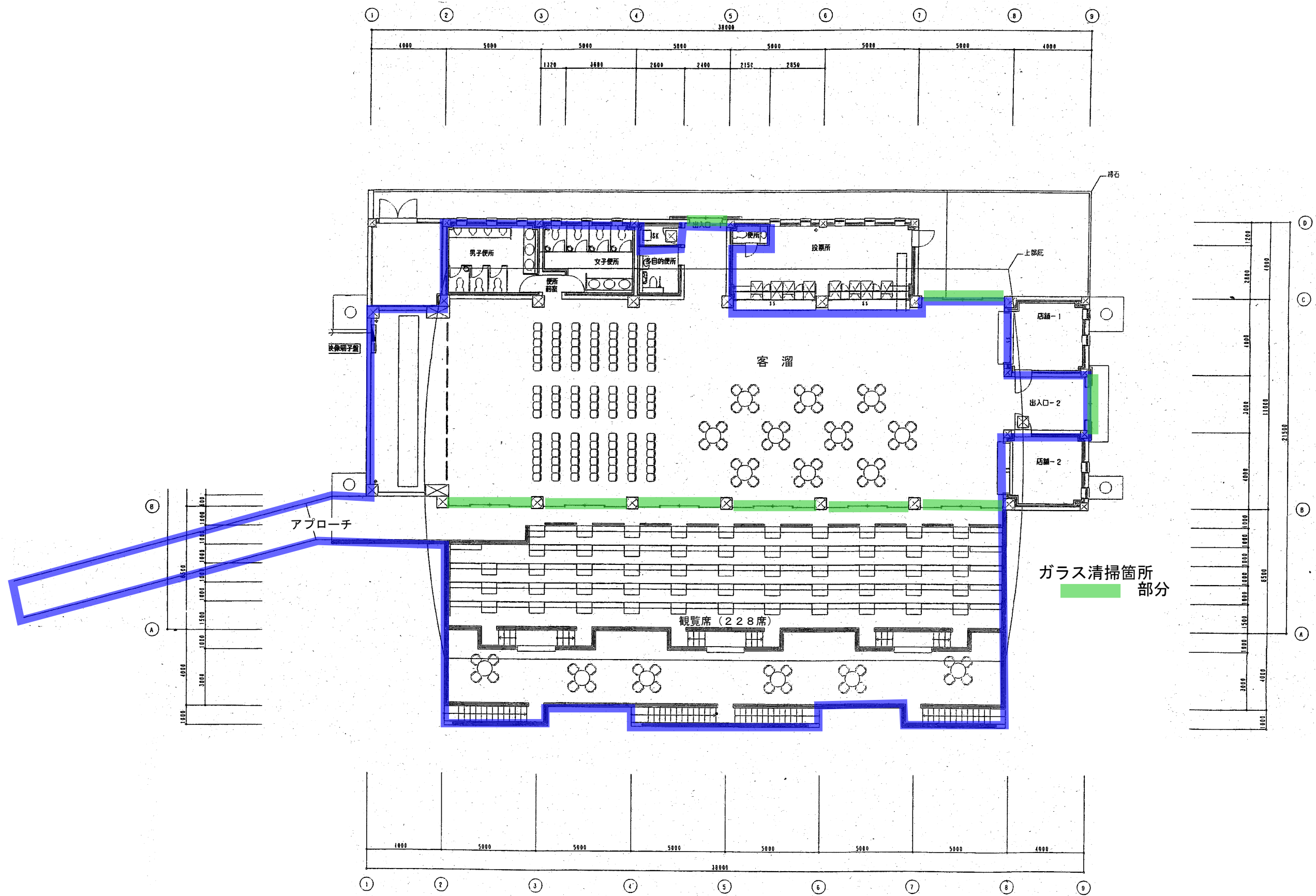
ガラス清掃箇所  
 部分



旧スタンド2階  
通路・従業員トイレ



ガラス清掃箇所

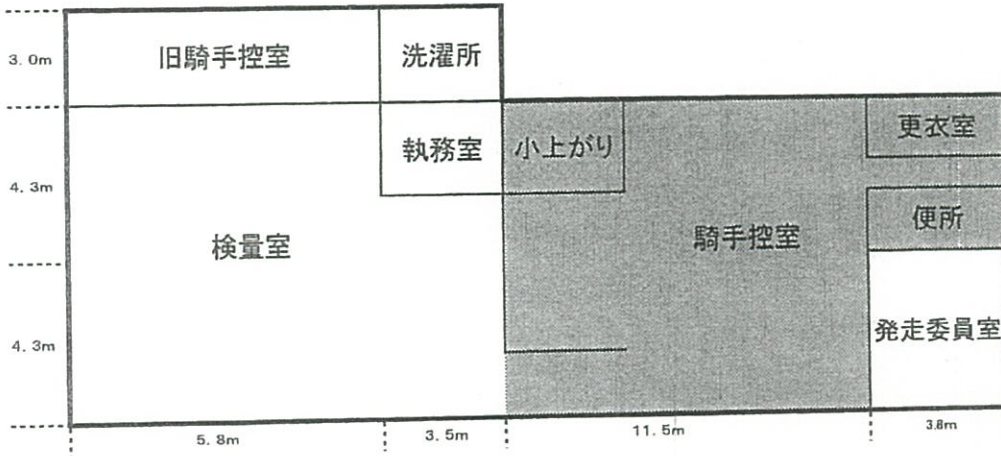


新スタンド  
客溜り・観覧席・客用トイレ・従業員トイレ



検量棟1階清掃

(平面図)

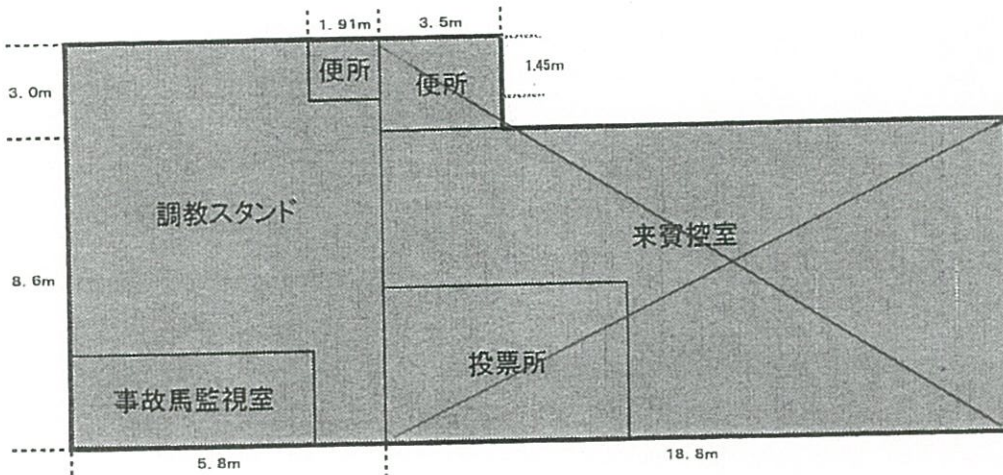


騎手控室、更衣室

男女便所

検量棟2階清掃

(平面図)



調教スタンド、事故馬監視室

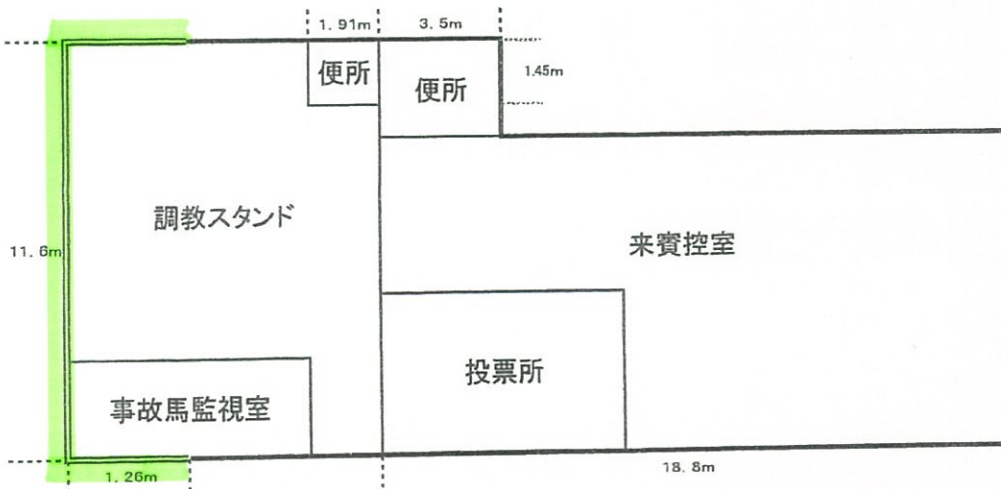
来賓控室、投票所

男女便所

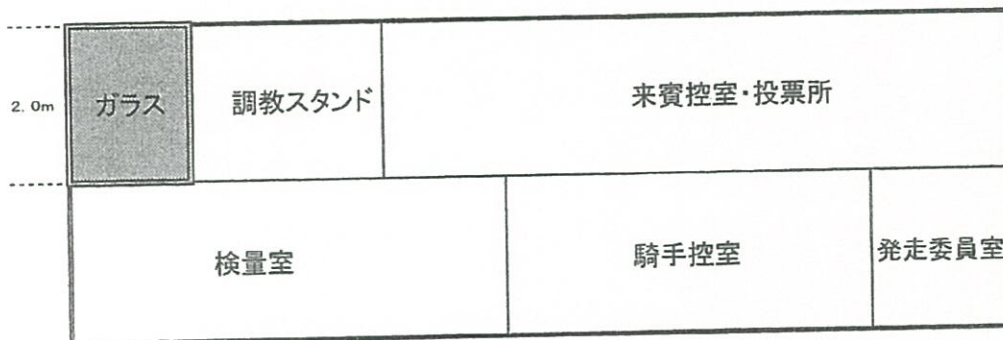
調教師便所

# 検量棟2階ガラス清掃

(平面図)

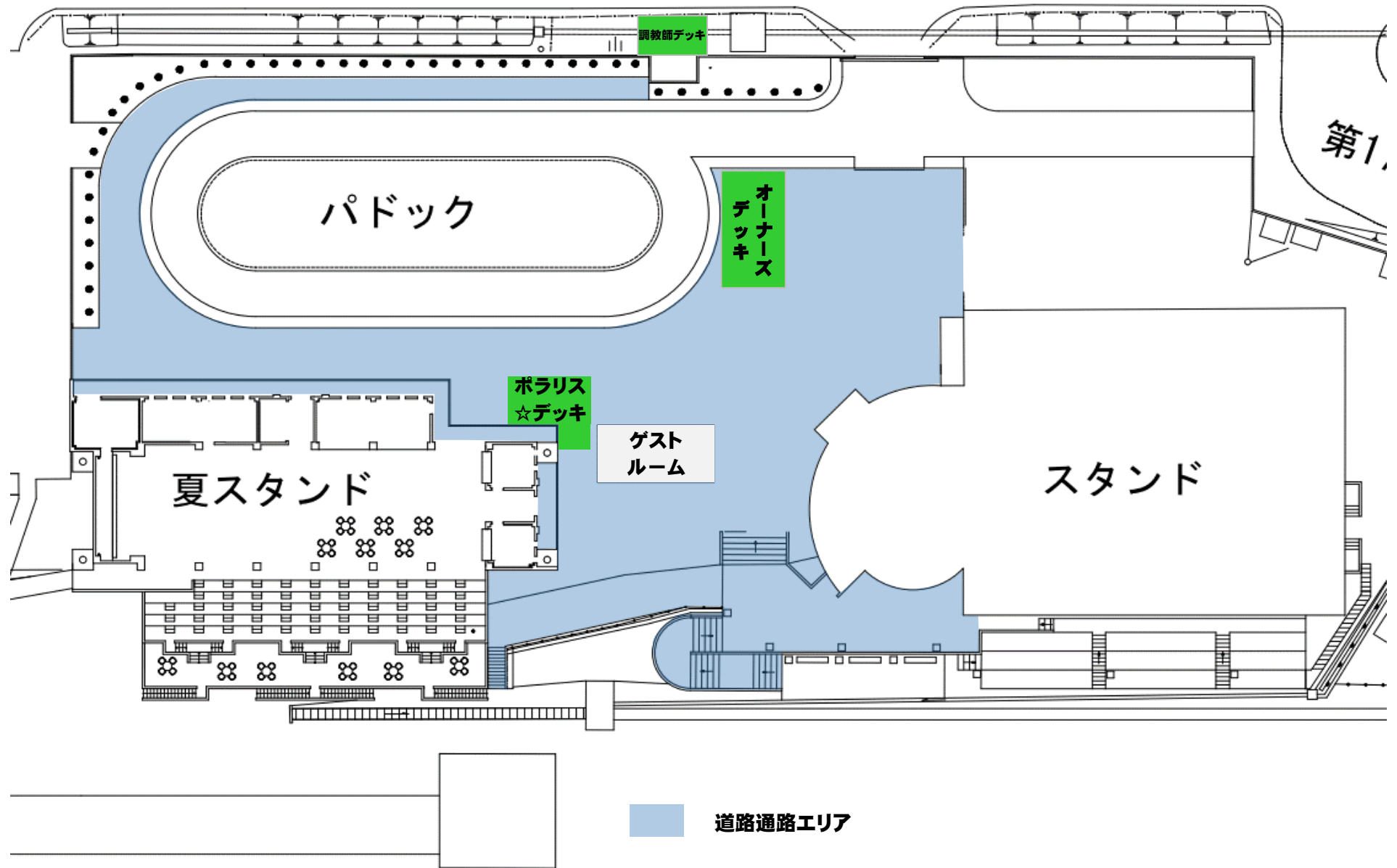


(側面図)

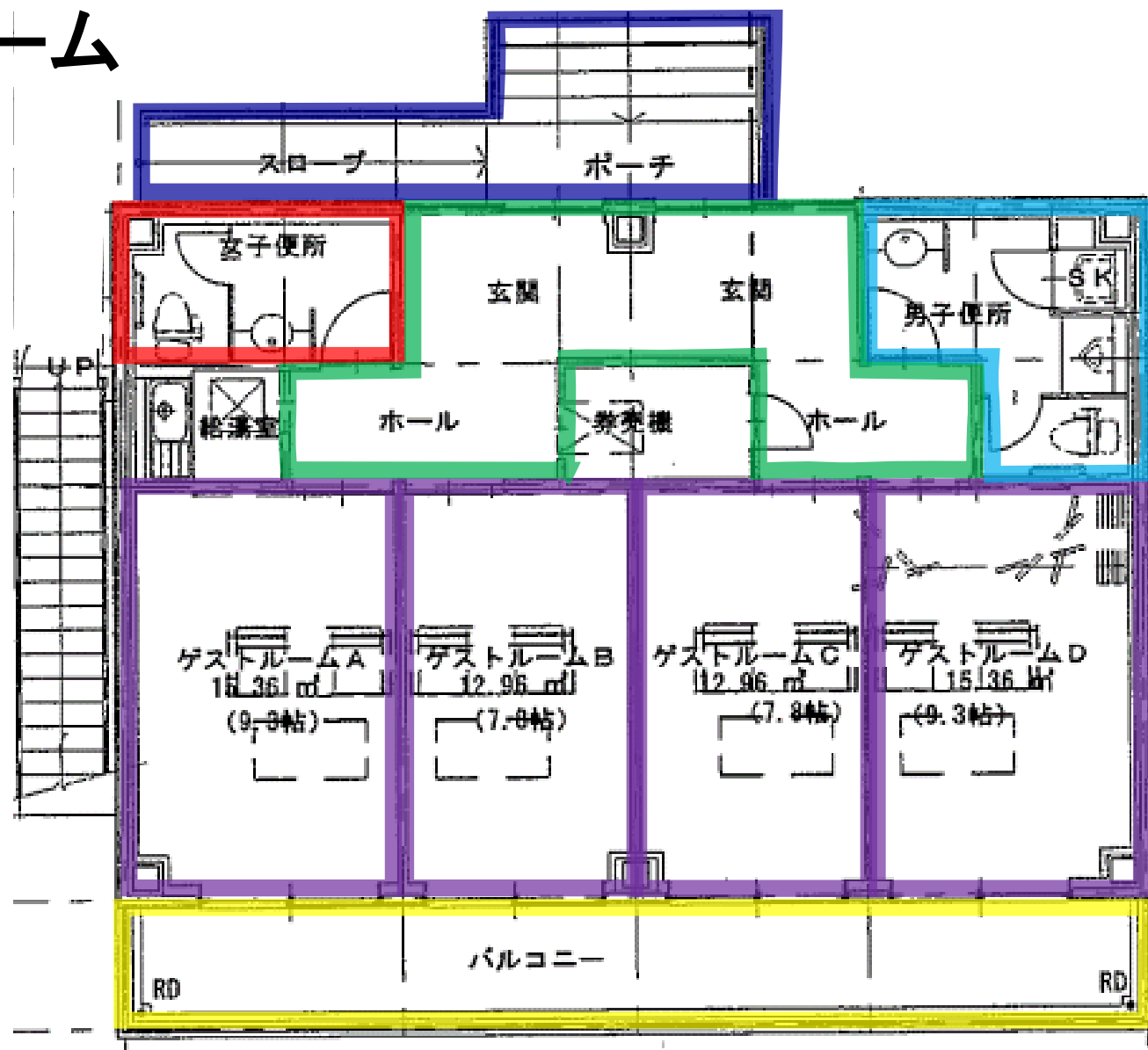


調教スタンド、事故馬監視室窓

# 場内



# ゲストルーム



バルコニー

ゲストルーム

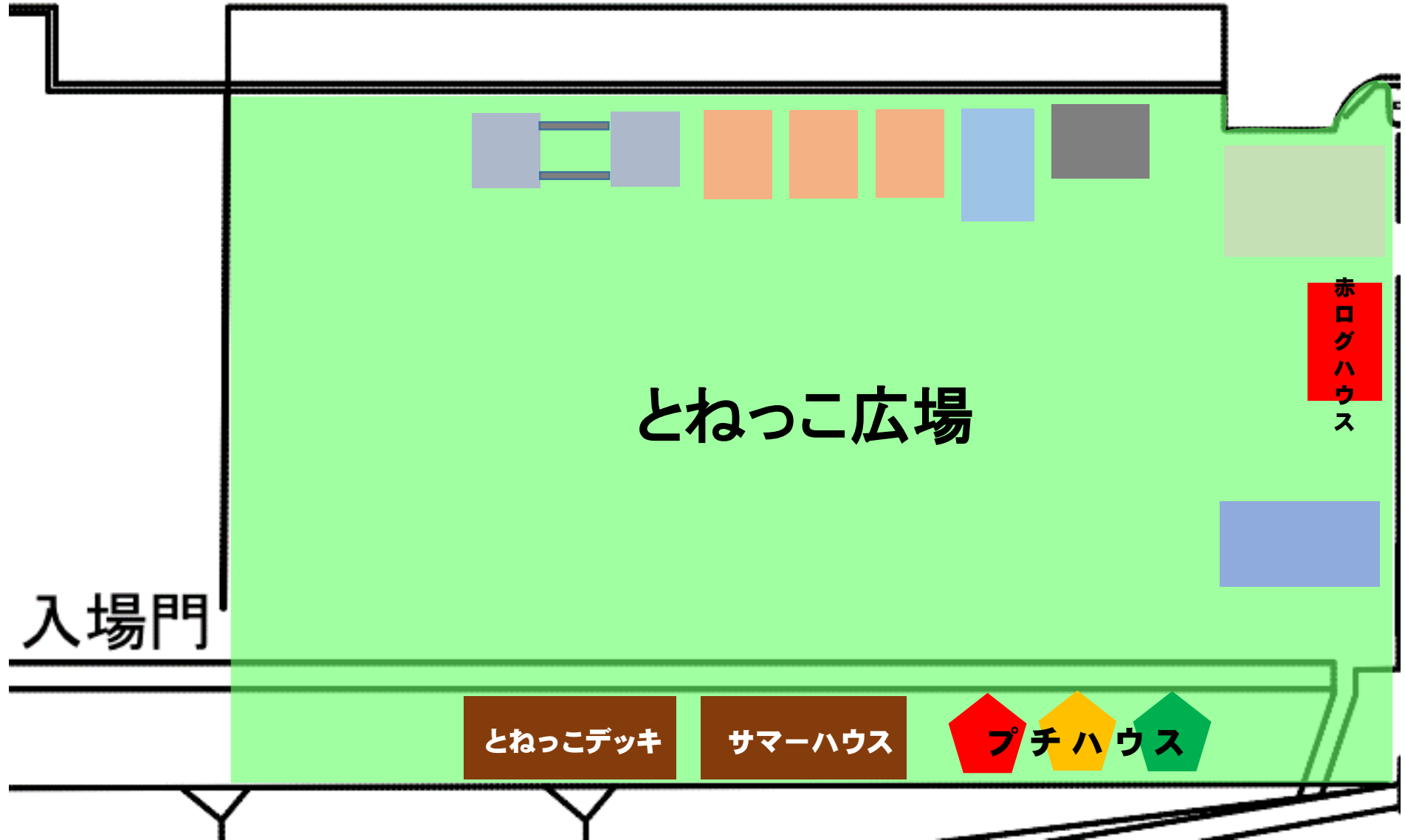
玄関・ホール

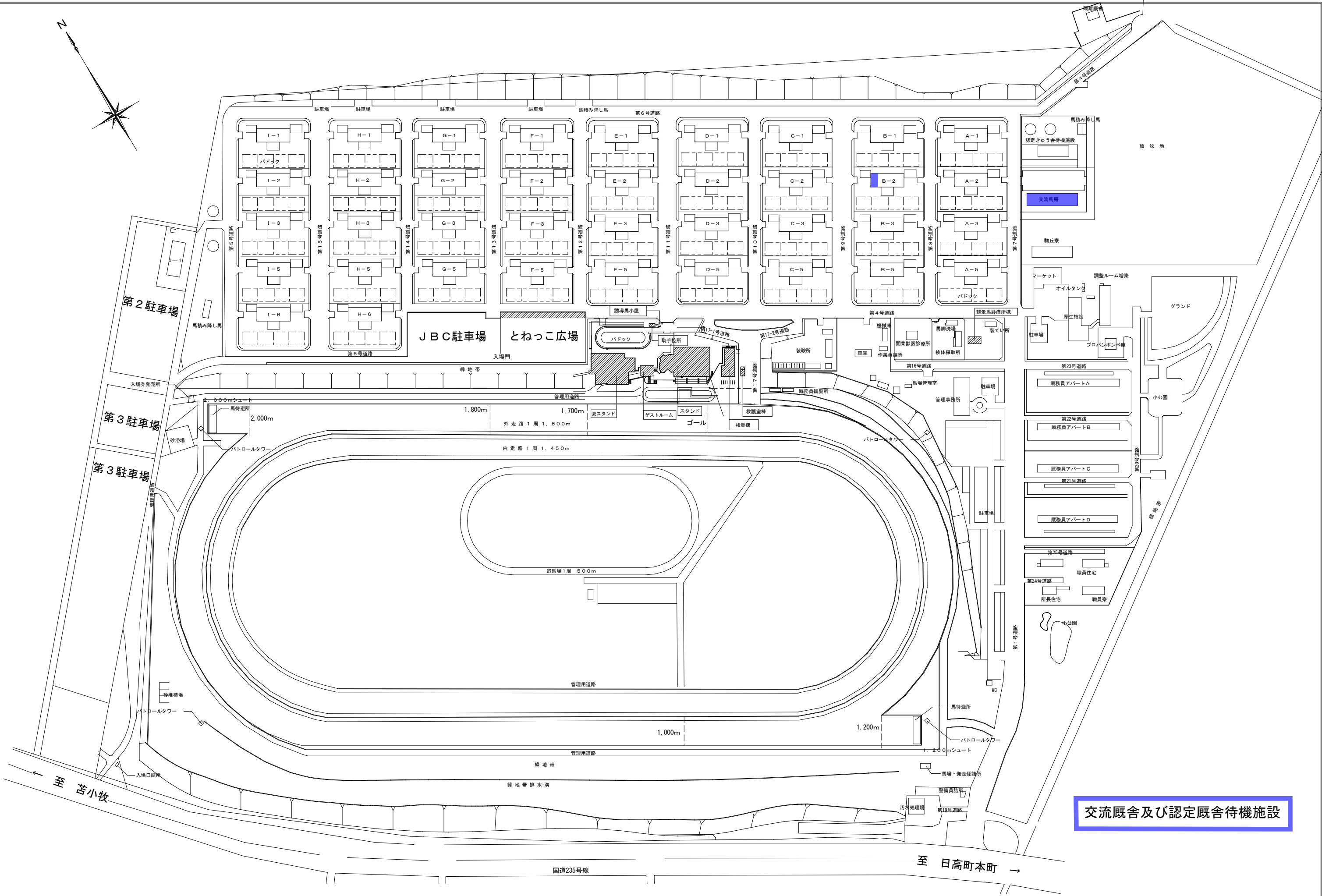
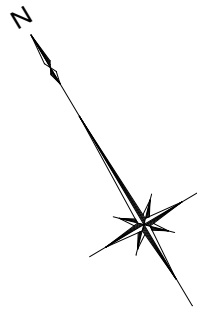
女子トイレ

男子トイレ

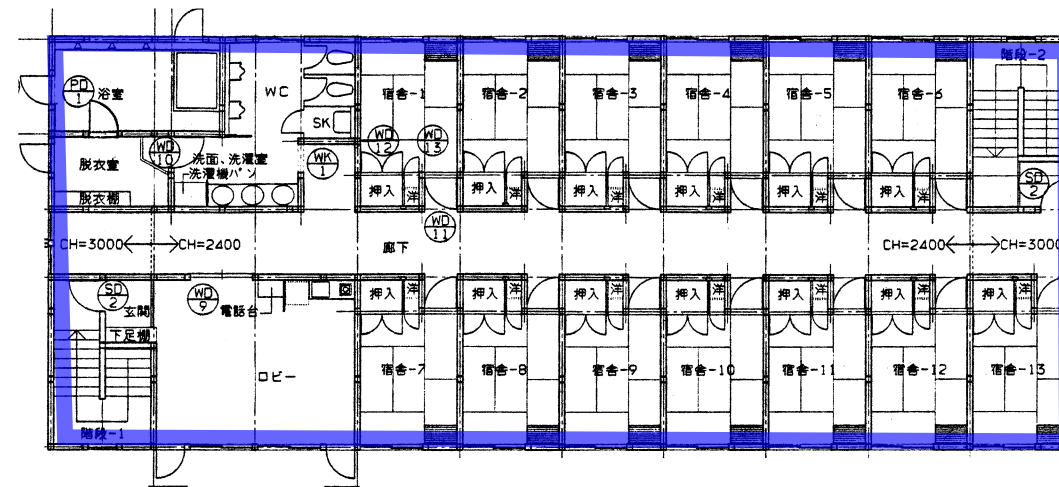
スロープ・ポーチ

とねっこ広場

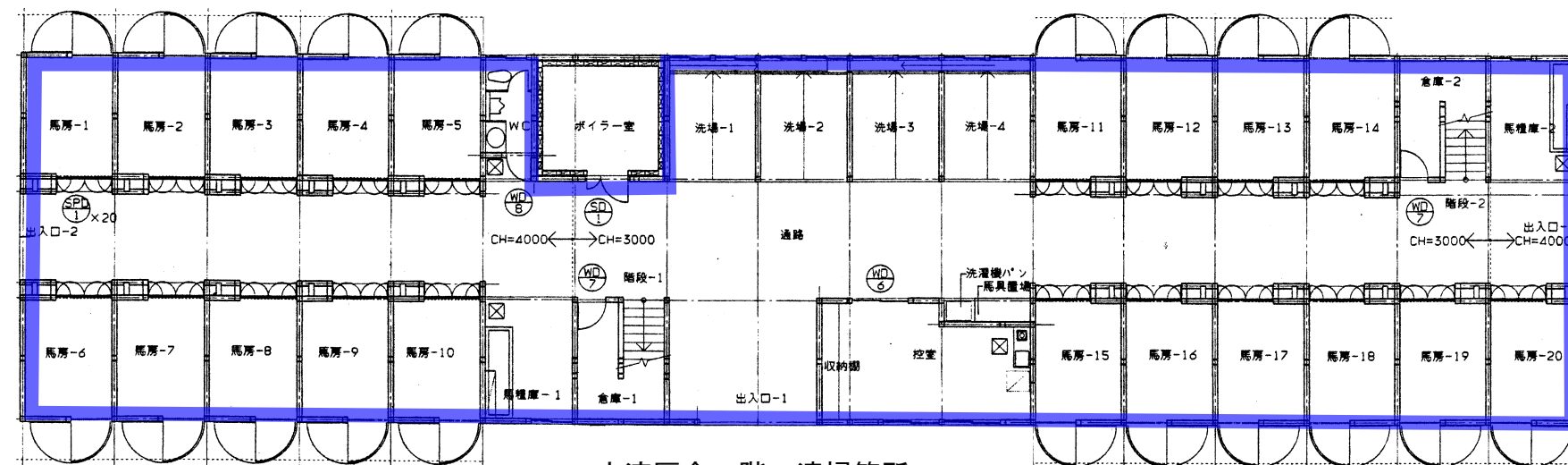




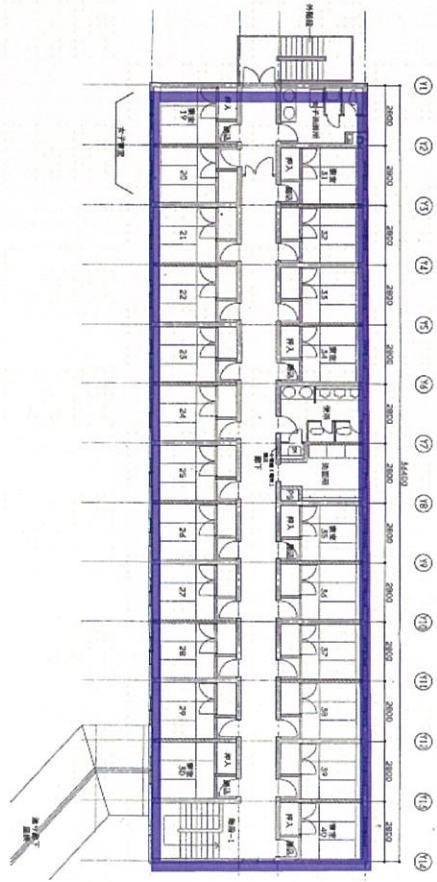
交流厩舎及び認定厩舎待機施設



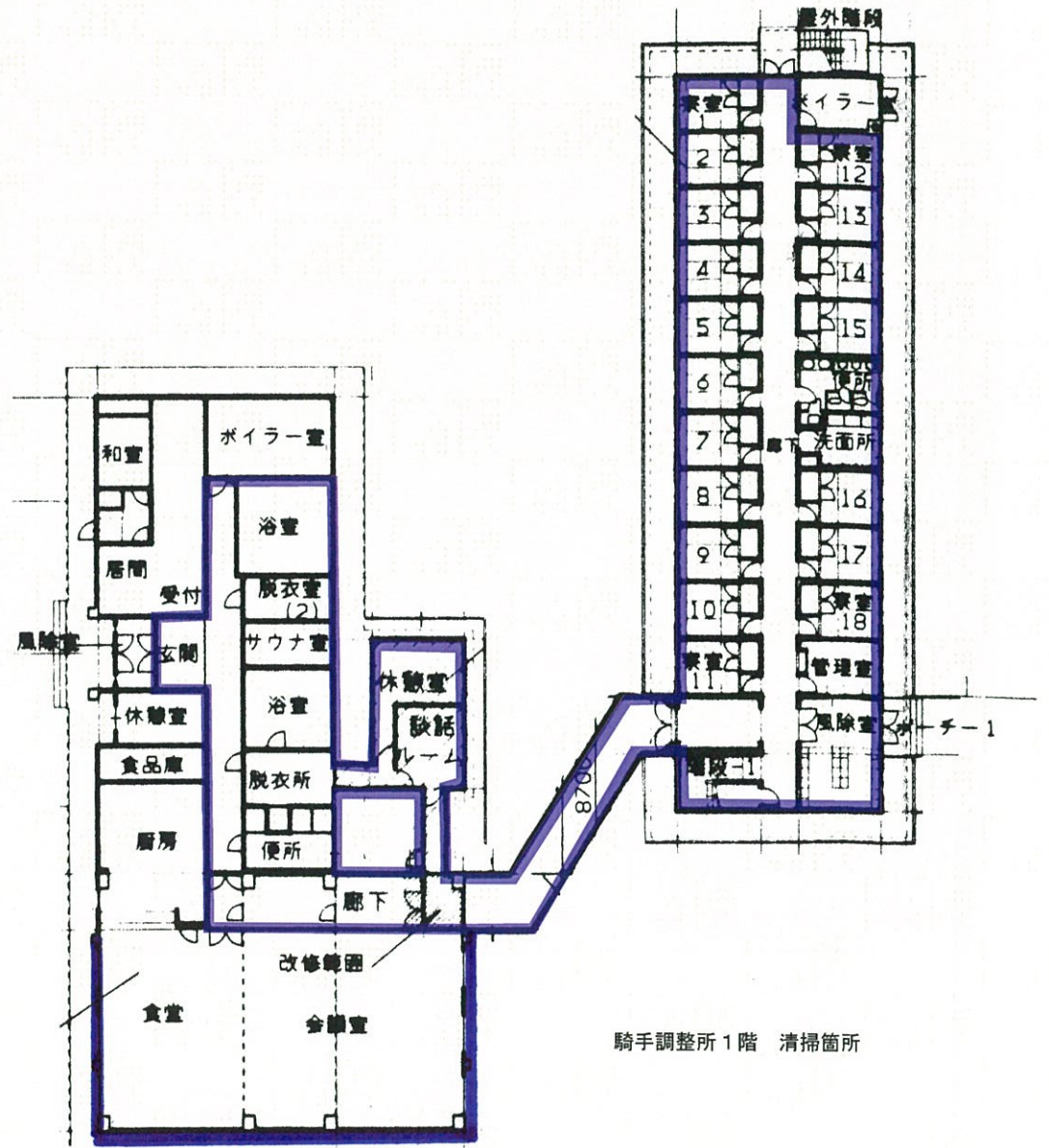
交流既舎 2階 清掃箇所



交流既舎 1階 清掃箇所



騎手調整所 2階 清掃箇所



騎手調整所 1階 清掃箇所



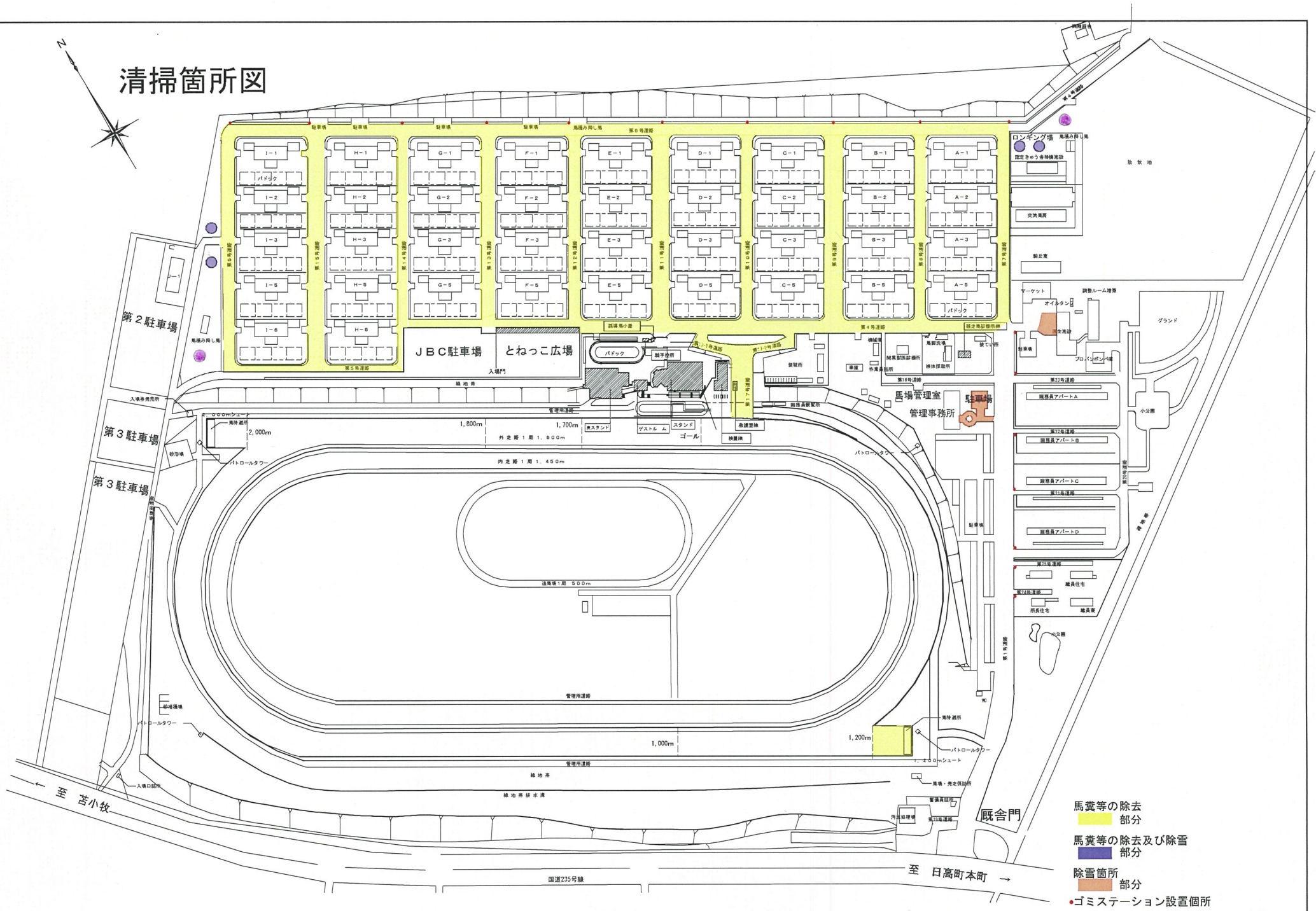
## 環境整備(清掃)業務処理事項

処 理 区 分		日常清掃	定期清掃	随時清掃	摘要
1 室内清掃					[窓ガラスの清掃]
管理事務所 馬場管理室 駒丘寮	180.5 m <sup>2</sup> 55 m <sup>2</sup> 300 m <sup>2</sup>		床面・机・灰皿・トイレ・ 玄関、トイレ清掃(週1回) ゴミの処理(週1回)	窓ガラスの清掃	60 m <sup>2</sup> 46 m <sup>2</sup> 47.6 m <sup>2</sup>
調教スタンド 装鞍所	13 m <sup>2</sup> 17 m <sup>2</sup>	床面・机・トイレ清掃 灰皿・ゴミの処理			
きゆう務員詰所 きゆう務員観覧室	30 m <sup>2</sup> 26 m <sup>2</sup>	床面清掃 灰皿・ゴミの処理		窓ガラスの清掃	11.7 m <sup>2</sup> 4.8 m <sup>2</sup>
公衆トイレ	21 m <sup>2</sup>		床面・トイレ清掃 ゴミの処理(週1回)		
警備員詰所 厚生施設	22 m <sup>2</sup> 495 m <sup>2</sup>			窓ガラスの清掃	15.2 m <sup>2</sup> 120 m <sup>2</sup>
2 敷地内清掃					
馬道	40,000 m <sup>2</sup>	ゴミ・馬糞の除去	排水溝のゴミの除去 (月1回)	排水溝のゴミの除去	
装鞍所内 ロンジグ場(6カ所)	1,300 m <sup>2</sup> 402 m <sup>2</sup>	ゴミ・馬糞の除去 ゴミ・馬糞の除去		除雪(装鞍所内は、 馬体重計周辺、25m <sup>2</sup> )	
坂路 坂路周辺	1,860 m <sup>2</sup> 11,000 m <sup>2</sup>	ゴミ・馬糞の除去	簡易トイレの清掃 (上下2カ所・週1回) 調教監視室の清掃 (上下2カ所・週1回)	ゴミ箱・吸い殻の清掃	
ゴミステーション(19カ所)		ゴミの仕分け点検・整理			
駐車場 小公園及び周辺 野球場及び周辺	9,000 m <sup>2</sup> 2,500 m <sup>2</sup> 6,400 m <sup>2</sup>			ゴミの除去	
アパート周辺 管理道路周辺	9,200 m <sup>2</sup> 3,500 m <sup>2</sup>			ゴミの除去	
管理事務所周辺 厚生施設周辺	1,000 m <sup>2</sup> 1,800 m <sup>2</sup>			ゴミの除去 除雪	
3 その他					
管理事務所からの 指示によるもの				居室等の清掃 除雪 保定枠場(ゴミ・馬糞の除去) 石灰散布(別紙図面) その他	

- ・日常清掃 日常清掃
- ・定期清掃 定期的に行う清掃
- ・随時清掃 時々指示により行う清掃

※ 坂路周辺のゴミ・馬糞の除去は、業務担当員の指示する方法、時間帯で行うこと。

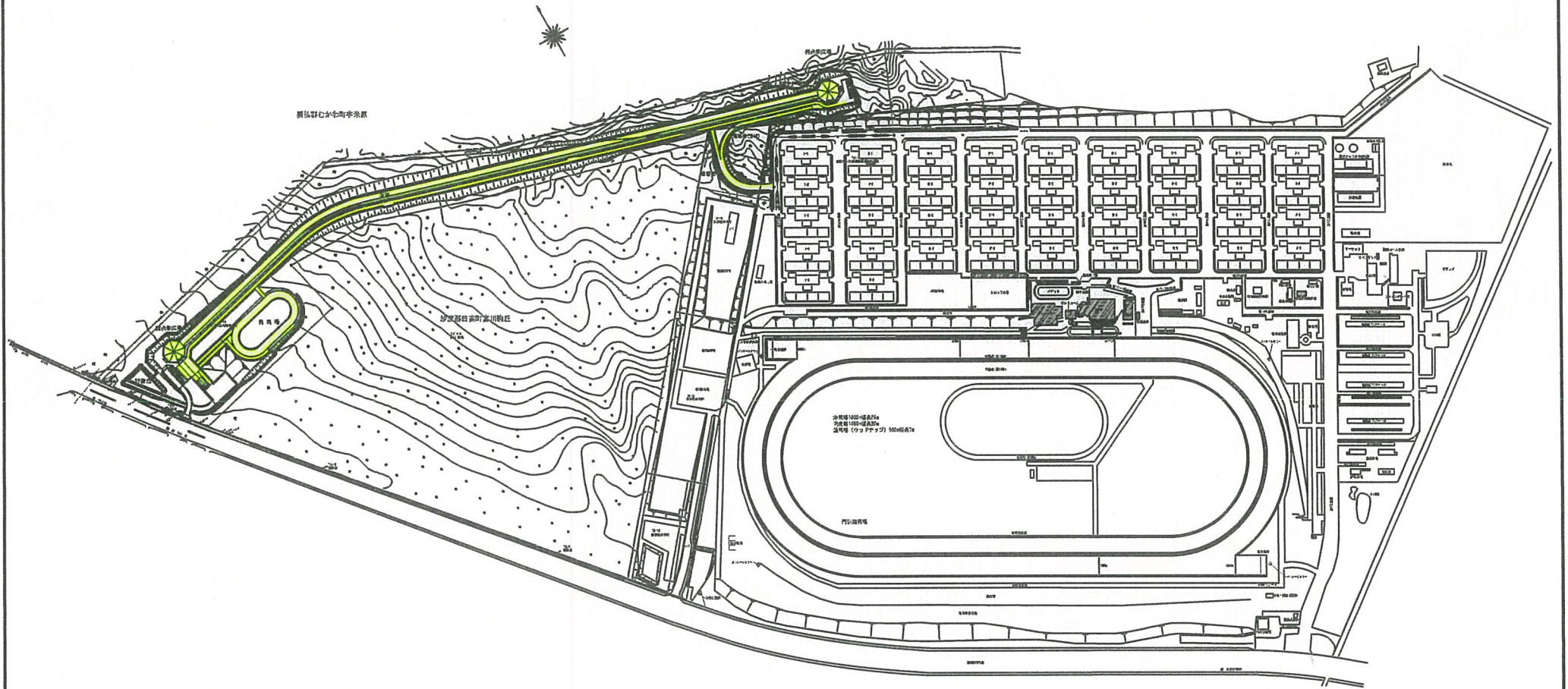
# 清掃箇所図



- 馬糞等の除去  
部分
- 馬糞等の除去及び除雪  
部分
- 除雪箇所  
部分
- ゴミステーション設置箇所

# 清掃箇所図

馬糞等の除去  部分



門別競馬場

全体配置図

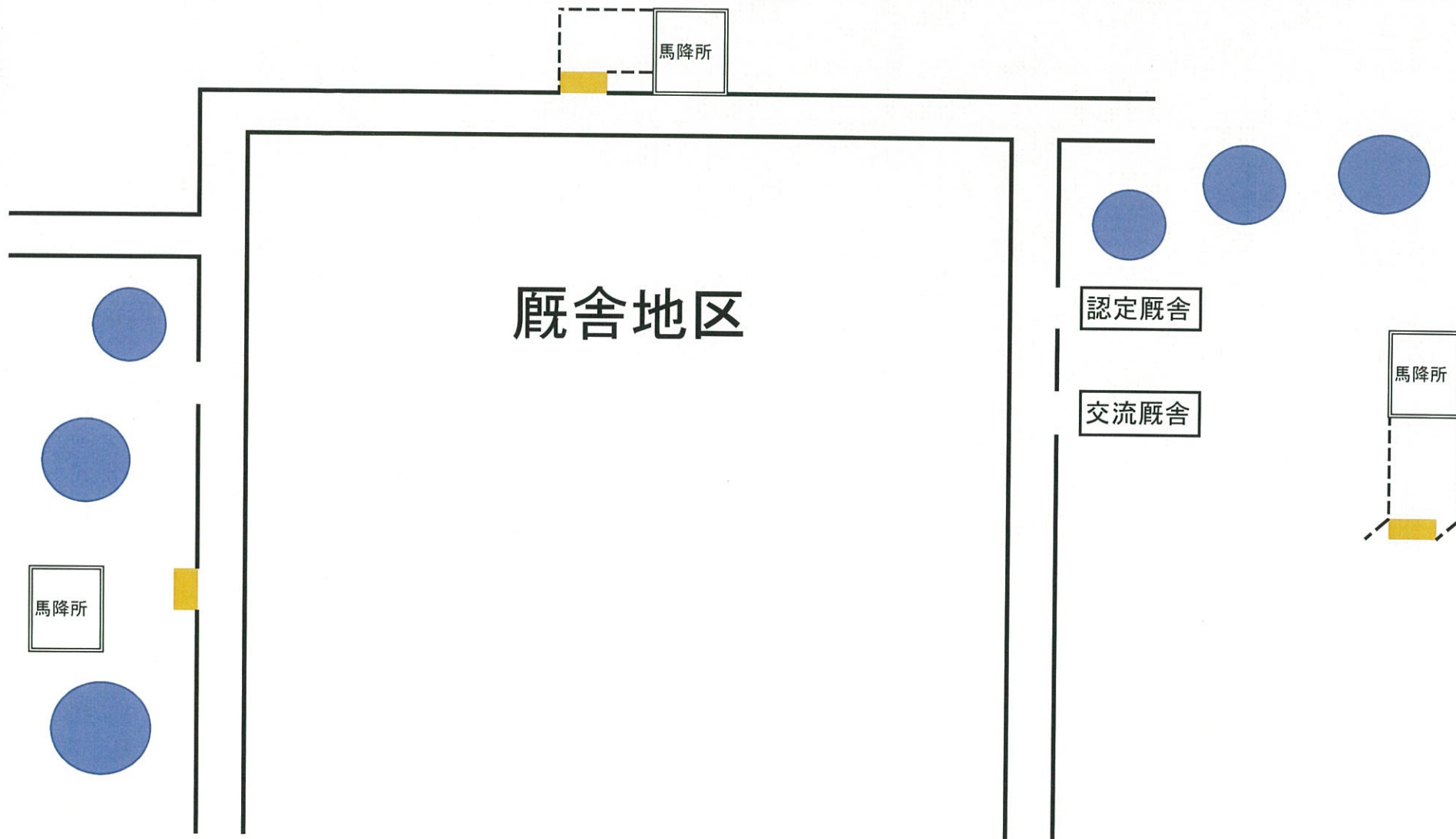
SCALE

A1: 1/2,500  
A3: 1/5,000

No. \_\_\_\_\_

# 厩舎石灰散布場所

■ の場所を金曜日を目安に週1回散布してください。







# 門別競馬場警備報告書

一般社団法人北海道軽種馬振興公社理事長 様

報告者 所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

業務実施場所	門別競馬場	区分	開催日・休催日
勤務年月日	平成 年 月 日	( 曜日)	天候

委託警備業務の実施結果について、下記のとおり報告いたします。

1 勤務者氏名 \_\_\_\_\_ 班 班長 \_\_\_\_\_ 印

1		11		21	
2		12		22	
3		13		23	
4		14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	
計					名

2 勤務結果の報告内容 別紙、関係書類のとおり

上記のとおり警備業務が行われたことを確認しました。

確認者 業務担当員 \_\_\_\_\_ 印

# 門別競馬場整理業務報告書

開催 第 回 日 (平成 年 月 日) 天候

一般社団法人北海道軽種馬振興公社理事長 様	報告者  (印)	
整理業務の実施結果について下記のとおり報告します。		
	場内整理員	人
業 務 内 容	特 記 事 項	
(1) 場内出入門の監視 (2) 来場車両の駐車場誘導 (3) 入場者数、駐車台数の把握 (4) 本部庶務業務 (5) 場内整理業務 (6) インフォメーション業務 (7) その他		
上記のとおり警備等業務が行われたことを確認しました。  確認者 業務担当員 (印)		



# 開催競馬場関係施設騎手調整所舎監業務報告書

一般社団法人北海道軽種馬振興公社理事長 様

会社名 \_\_\_\_\_

業務実施場所	門別競馬場調整ルーム
勤務年月日	平成 年 月 日 ( 曜日) 天候

舎監委託業務の実施結果について、下記のとおり報告いたします。

## 1 勤務者氏名

①		⑤		⑨	
②		⑥		⑩	
③		⑦			
④		⑧		計	

## 2 勤務者の配置及び勤務の内容 別紙、関係書類のとおり

上記のとおり舎監等業務が行われたことを確認しました。

確認者

業務担当員

印

門別競馬場清掃業務処理日報

平成 年 月 日( 曜日)

業務処理責任者 氏 名

1 一般清掃

	清掃箇所	実施報告	備 考
スタンド清掃(旧)	客溜り		
	客席		
	ホール		
	客用便所		
	ポーチ周辺		
	1階便所		
	2階便所		
	2階通路		
スタンド清掃(新)	客溜り		
	客席		
	客用便所		
	アプローチ		
	従業員便所		
	観覧席		
検量棟	騎手控室		
	1階便所		
	廊下・階段		
	調教スタンド		
	事故監視室		
	2階便所		
	来賓控室・投票所		
	来賓控室便所		
室外	ガラス清掃		
	塵芥搬出		

2 開催時特別清掃

	業務場所	実施報告	人員	備 考
開催時等	検量室洗濯業務			
	装鞍所洗濯業務			
	検体採取所洗濯業務			
	騎手控室清掃			
	馬道等清掃業務			
	下見所清掃業務			
	とねっこ広場等清掃業務			
	騎手調整所清掃業務			
	能力検査業務			

3 交流(又は認定)厩舎清掃

	清掃箇所	実施報告	人員	備 考
馬房清掃	馬房準備又は清掃			
	通路			
	馬洗場			
室内清掃	居室			
	1・2階便所			
	廊下・階段			
	共用(娯楽室)			
	浴室・脱衣所			
	リネン準備又は片付			
	消耗品供給			

上記のとおり業務が実施されたことを確認しました。

業務担当員

㊞

## 清 掃 日 誌 (環境整備)

平成 年 月 日 曜日	
主 任 者	印
(又は代理者)	

午 前 の 作 業 内 容	午 後 の 作 業 内 容
( 時 分 ~ 時 分)	( 時 分 ~ 時 分)
( 時 分 ~ 時 分)	( 時 分 ~ 時 分)
( 時 分 ~ 時 分)	( 時 分 ~ 時 分)
( 時 分 ~ 時 分)	( 時 分 ~ 時 分)
( 時 分 ~ 時 分)	( 時 分 ~ 時 分)
午 前 の 天 候 を 記 入	午 後 の 天 候 を 記 入

上記のとおり業務が実施されたことを確認しました。

確認者

業務担当員